

第21期 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

決議
事項

第1号議案
定款一部変更の件
第2号議案
取締役6名選任の件

開催
場所

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモンド
本館1階 クリスタルホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

■ご来場について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

■お土産の取りやめについて

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	14
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

株主各位

東京都千代田区飯田橋四丁目7番1号
株式会社ジーネクスト
代表取締役 横 治 祐 介

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」（株主総会ライブ配信）を導入いたしました。これにより、本株主総会会場にご来場いただかなくても、会場の様子をリアルタイムでご視聴いただくことが可能となりました。株主の皆様におかれましては、「株主総会ライブ配信のご案内」をご確認のうえ、株主総会当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。なお、株主総会ライブ配信の視聴により本株主総会にご参加いただく株主様は、当日の議決権行使、質問等を行うことはできませんので、事前の議決権行使をお願いいたします。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、両面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモンド 本館1階 クリスタルホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第21期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

1. 当日、ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.gnext.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。
3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.gnext.co.jp/ir/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席されない方



郵送によるご行使

行使期限
2022年6月27日(月曜日)
午後5時30分必着



「スマート行使」によるご行使

行使期限
2022年6月27日(月曜日)
午後5時30分まで



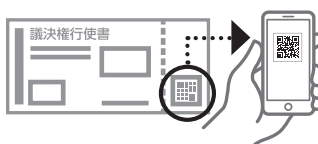
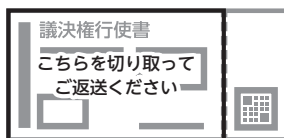
インターネットによるご行使

行使期限
2022年6月27日(月曜日)
午後5時30分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。



議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットによる方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

株主総会にご出席される方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です)

開催日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催場所

東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモンド
本館1階 クリスタルホール

インターネットによる議決権行使のご案内

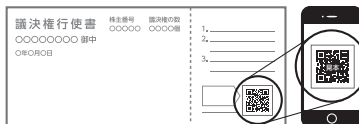
当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分まで
 （議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。）

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

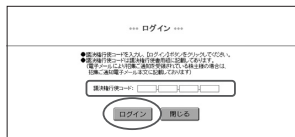
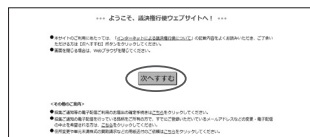
一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- ① ウェブサイトへアクセス
 ② ログインし、議決権行使コードの入力
 ③ パスワードの入力
 ④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

※証券口座に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

ご来場される株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては規模を縮小し開催させていただきます。株主総会当日にご出席いただく株主様におかれましては以下留意点をご確認のうえご参加いただきますようお願い申し上げます。

ご来場に際しての留意点

- ◎必ずマスクをご着用のうえ、ご来場ください。
- ◎当日は、受付において検温させていただき、37.5℃以上の発熱のある株主様や、体調がすぐれないようにお見受けする株主様、マスクのご着用、アルコールによる手指消毒にご協力いただけない株主様につきましては会場へのご入場をお断りさせていただきます。
- ◎会場内におきましても、体調がすぐれないようにお見受けする株主様は、運営スタッフがお声がけし、ご退場をお願いする場合がございます。スタッフの指示に従っていただきますようお願いいたします。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様同士の間隔を広くとることから、ご用意できる座席数に限りがございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ◎議長を含め全ての出席役員と当社スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ◎株主総会ライブ配信にあたっては、株主様の肖像権及びプライバシー等に配慮し、会場後方などからの撮影とし、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございます。また、本株主総会における株主様のご発言は、音声としてライブ配信されますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻の変更等、本株主総会の運営の変更を行う場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gnext.co.jp/ir/>) に掲載します。株主様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいようお願いいたします。

株主総会ライブ配信のご案内

本株主総会当日に会場へご出席されない株主様のために、オンライン会議システムZoomを利用し、インターネット上にてライブ配信を行う予定です（「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」）。

視聴を希望される株主様は、当社IRサイト（<https://www.gnext.co.jp/ir/>）上に掲載しております「第21回定時株主総会ライブ配信について」をご確認いただき、所定の手続きにて事前登録をお済ませのうえ、ご視聴ください。

ライブ配信に関するご注意事項

- ◎株主総会ライブ配信の視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において質問、議決権行使、動議その他コメント等を行うことができない旨を予めご了承のうえ視聴いただけますようお願い申し上げます。本ライブ配信を視聴される株主様におかれましては、事前の議決権行使をお願いいたします。
- ◎Zoomアプリケーションのインストール方法、接続方法、機能等に関するお問い合わせにつきましては、当社ではお受けできかねますのでご了承ください。
- ◎当社の通信環境につきましては、万全を期して準備しておりますが、回線の状況等により映像や音声に中断等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ご使用端末の機種・性能等やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。株主総会当日におきましても接続できない、音声が聞こえない、等の個別のお問い合わせに対応することはできかねますので予めご了承ください。
- ◎視聴いただけなかった株主様への録画・音声データのご提供及び後日のオンライン配信等は実施いたしませんのでご了承ください。
- ◎視聴いただく際の通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ◎ライブ配信の映像及び音声データの録画・録音並びに視聴URLの第三者への提供等は禁じます。
- ◎今後の状況により実施内容が変更となる可能性もございます。対応状況等につきましては、随時当社IRサイト（<https://www.gnext.co.jp/ir/>）に掲載してまいりますので、適宜ご確認くださいいただけますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化に繋がり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することから、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、当社定款第12条について変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (招集) 第12条 (条文省略) (新設)	第3章 株主総会 (招集) 第12条 (現行どおり) <u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現行定款	変更案
<p>第13条～第16条（条文省略）</p> <p>（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第13条～第16条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第18条～第43条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第18条～第43条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>（電子提供措置等に関する経過措置）</p> <p>1. 変更前定款第17条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。</p>

現行定款	変更案
	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	よこじ ゆうすけ 横治 祐介 1977年7月13日生	2000年4月 魔法株式会社 入社 2001年7月 有限会社ジーネクスト設立（現 当社）代表取締役社長 2005年4月 当社設立 代表取締役 就任 （現任）	1,484,600株
2	おおかわら れい 大河原 麗偉 1982年7月2日生	2005年4月 当社 入社 2005年4月 当社 取締役 就任 2010年2月 株式会社アルファアイティシス テム 入社 2010年7月 株式会社enish 入社 2015年5月 株式会社カプコン 入社 2015年10月 株式会社サイバーエージェント 入社 2016年7月 当社 入社 2018年7月 当社 取締役 開発担当 就任 （現任）	76,600株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	みかじり ひでき 三ヶ尻 秀樹 1971年2月13日生	1995年4月 株式会社丸井 入社 2006年12月 新日本監査法人（現EY新日本有 限責任監査法人）入所 2019年1月 株式会社ココペリ 入社 執行役員 CFO 2019年11月 当社 取締役 管理担当 就任 （現任）	1,600株
4	みつはし けんたろう 三橋 健太郎 1984年12月11日生	2009年4月 株式会社博報堂DYメディアパー トナース 入社 2018年6月 株式会社BuySell Technologies 入社 経営企画室長 2020年3月 当社入社 執行役員経営企画室長 2021年4月 当社執行役員営業部長 2021年7月 当社 取締役 営業担当 就任 （現任）	25,600株
5	わたなべ なおたけ 渡辺 尚武 1960年8月13日生	1983年4月 麒麟麦酒株式会社（現キリンホ ールディングス株式会社）入社 2000年1月 有限会社渡辺エステート 取締役 就任（現任） 2020年7月 当社 取締役 就任（現任）	一株

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び兼職の状況	所有する当 社の株式数
6	あなん ひさ 阿南 久 1950年2月17日生	2008年5月 全国消費者団体連絡会 事務局長 就任 2012年8月 消費者庁 長官 就任 2014年10月 一般社団法人 消費者市民社会を つくる会 設立 代表理事 (現任) 2015年6月 公益財団法人 横浜市消費者協会 理事長 (現任) 2016年12月 認定NPO法人消費者スマイル基 金 理事長 (現任) 2019年6月 国民生活産業・消費者団体連合会 会長代行 2020年12月 当社 取締役 就任 (現任) 2021年6月 市民生活協同組合ならコープ 理事 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 渡辺尚武氏と阿南久氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は渡辺尚武氏と阿南久氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 渡辺尚武氏を社外取締役候補者とした理由は、渡辺尚武氏は、事業会社にてデジタルマーケティングの部門長を務め、お客様の声の分析や接点の強化などに関する深い知見を有しております。その豊富な知識と経験を活かして、当社事業にアドバイスを頂くとともに、外部の視点を持って当社経営への助言及び監督機能を発揮して適正な業務執行を期待するとともに、より独立した立場から業務の実効性を確保するため社外取締役として選任するものであります。
4. 阿南久氏を社外取締役候補者とした理由は、阿南久氏は、消費者庁などの公的組織や複数の消費者

関連団体のトップを歴任し、消費者の目線・行動・対応・ルールなど消費者に関連する全般の事項に深い知見を有しております。その豊富な知識と経験を活かして、当社事業にアドバイスを頂くとともに、外部の視点を持って当社経営への助言及び監督機能を発揮して適正な業務執行を期待するとともに、より独立した立場から業務の実効性を確保するため社外取締役として選任するものであります。

5. 本総会終結の時をもって、渡辺尚武氏の在任は2年となり、阿南久氏の在任は1年6ヵ月となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとし、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者は、取締役を選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ワクチン接種の進展等はあるものの、オミクロン株等の変異種による感染症の再拡大も懸念されております。また、世界的な原油価格の高騰、ロシア・ウクライナ情勢、サプライチェーンの停滞などによる資源価格の上昇、世界経済の停滞等も関係し、依然として先行き不透明な状況で推移しています。

当社グループの主たる事業領域であるクラウド基盤におきましては、新型コロナウイルス感染症の沈静化の期待が高まっている中、コロナ禍におけるDX(※1)が引き続き進んでいます。このような環境のもと、当社グループは、「お客さまの声で、世界を変える」というミッションを掲げ、テクノロジーの力で顧客対応のデジタルシフトを支援してまいりました。

当社グループでは、このような状況の中で、継続利用によるストック売上を増加させるために、リモート環境での営業活動を進めており、ウェビナー等による非対面でのセミナーも積極的に実施してまいりました。また、他社サービスとの連携やアライアンスパートナー契約の締結、IT導入補助金の導入支援事業者採択なども推進し、受注の確保に注力してまいりました。一方で、クライアント社内での基幹システム刷新(クラウド化)やリモートでの意思決定機会の増加により、導入までの意思決定リードタイムが長期化・遅延し、受注が後ろ倒しとなる傾向が続きました。一方、長期的な成長ドライバーとして期待される株主優待を一元管理するスマートフォンアプリ「優待WALLET」やライト版の開発・導入も積極的に推進し、予定よりも投資の時期を早めました。

そのため、当連結会計年度の売上高は495,150千円(前年同期比43.3%減)、営業損失は383,532千円(前年同期は営業利益202,877千円)、経常損失は388,561千円(前年同期は経常利益185,254千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は421,744千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益181,930千円)となりました。

なお、当社グループは、顧客対応DXプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

(注) DX

Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略語であり、企業がデータやデジタル技術を活用し、組織やビジネスモデルを変革し続け、価値提供の方法を抜本的に変えること。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による83,400株の新株発行等により、94百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① ユーザビリティの更なる向上

当社グループの主力サービスである「Discoveriez」が今後も継続的に成長していくためには、より幅広い業種の顧客に支持されていくと共に、継続的に利用していただく必要があると考えております。そのためには、当該サービスの競争優位性の源泉となっているユーザビリティの維持向上が必要不可欠であると認識しております。今後も顧客のニーズを迅速に把握し、継続的に「Discoveriez」の機能強化に注力することにより、競合他社との差別化を図ってまいります。

② 新規事業の開発

当社グループは、急激な事業環境の変化に対応し、継続的な事業規模の拡大とストック型収益の獲得を図るためには、顧客対応DXプラットフォーム事業の発展に留まらず、新市場の開拓・創出として新規事業の開発が重要な課題であると考えております。

当社グループでは、顧客対応DXプラットフォームからSRM(注1)プラットフォームの国内のパイオニアとして、顧客対応DXで培ったノウハウを元に、従来の顧客対応の仕組みからさらに発展した「SRM企業」への更なる成長を目指してまいります。

③ 新規顧客の獲得

近年のSNSなどの発展に伴い顧客の声は重要性を増しており、企業は対応を誤ると企業価値を毀損するなど多大なリスクを負うこととなります。当社グループの「Discoveriez」

は業界知及び蓄積したデータの分析により、顧客の声からビジネスのリスクやチャンスの発見・予測を行う機能を実装しております。当社グループは「Discoveriez」の継続的な機能強化により更なる信頼度を高めると共に、新規顧客の獲得に努めてまいります。また、顧客対応窓口向けの相談窓口として「next相談室」を拡張し、ナレッジを提供してまいります。大企業への導入拡大に向けて基本機能や連携サービスを強化すると共に、SMB(注2)への導入拡大に向けては、プロモーション強化及び代理店開拓に努めてまいります。

④ システムの安定性の確保

当社グループは、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。安定してサービスを提供していくため顧客の増加に合わせた適切なインフラ環境の構築の強化を継続的に行い、システムの安定性の確保に努めてまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社グループが持続的に成長するためには、優秀な人材を数多く確保・育成することが重要であると認識しております。特にサービス利便性及び機能の向上のためには、優秀なエンジニアの継続的な採用が課題であると認識しております。

当社グループは、従業員の多様な働き方を推進し採用力を高めると共に、既存人材の能力及び技術の向上のため、教育・研修体制の充実化を進めていく方針であります。

⑥ 内部管理体制の強化

クラウド事業を推進するにあたり、情報セキュリティを含む内部管理体制への信頼性確保の重要性が高まっております。当社グループは、内部管理体制の仕組み化(ルール化、見える化、効率化)をより一層強化すると共に、財務、人事、広報、法務等、それぞれの分野でコア人材となりうる高い専門性や豊富な経験を有している人材を確保することで、更なる内部管理体制の強化を図り、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注1) SRM：Stakeholders Relationship Managementの略で、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会、公的機関などあらゆるステークホルダー間の関係を可視化、シームレスに一元管理し、各ステークホルダーが有機的に協働する環境を整えるITソリューション

(注2) SMB：中小企業のこと。Small to Medium Businessの省略表記。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第18期	第19期	第20期	第21期 (当連結会計年度)
	(2018年4月1日～ 2019年3月31日)	(2019年4月1日～ 2020年3月31日)	(2020年4月1日～ 2021年3月31日)	(2021年4月1日～ 2022年3月31日)
売上高 (千円)	505,294	531,252	872,860	495,150
経常利益 (△損失) (千円)	△109,902	△183,480	185,254	△388,561
親会社株主に帰属する当期純利益 (△損失) (千円)	△110,064	△184,433	181,930	△421,744
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	△46.44	△63.49	53.26	△101.24
総資産 (千円)	187,916	242,871	1,232,467	808,914
純資産 (千円)	△238,998	△96,449	747,402	441,517

- (注) 1. 当社は第20期から連結計算書類を作成しております。第19期以前については、金融商品取引法に基づき作成した連結財務諸表の数値を記載しております。
2. 当社は2019年3月29日付で普通株式1株につき40株の分割、2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△損失)を算定しております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期	第19期	第20期	第21期 (当 事 業 年 度)
	(2018年4月1日～ 2019年3月31日)	(2019年4月1日～ 2020年3月31日)	(2020年4月1日～ 2021年3月31日)	(2021年4月1日～ 2022年3月31日)
売 上 高 (千円)	505,028	526,203	863,455	493,542
経常利益 (△損失) (千円)	△108,576	△180,622	186,547	△387,351
当期純利益 (△損失) (千円)	△108,866	△181,788	182,638	△423,108
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	△45.94	△62.27	53.47	△101.56
総 資 産 (千円)	182,682	238,266	1,226,713	800,066
純 資 産 (千円)	△241,646	△96,134	747,737	440,711

- (注) 1. 当社は2019年3月29日付で普通株式1株につき40株の分割、2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△損失)を算定しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権 比率	主要な事業内容
G-NEXT Company Limited	122,700USドル	74.4%	顧客対応DXプラットフォーム事業

- (注) 1. 連結売上高に占めるG-NEXT Company Limitedの売上高は約1%程度であり、僅少となっております。
2. 当社は、2022年4月1日付で、連結子会社であったG-NEXT Company Limitedの全株式を譲渡いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
クラウド事業	クラウド型の顧客応対窓口向けソリューションの提供
オンプレ事業	オンプレミス型の顧客応対窓口向けソリューションの提供

(8) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

本社	東京都千代田区
----	---------

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名	9名増	36.6歳	2.0年

(注) 臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
株式会社りそな銀行	99,664
株式会社三井住友銀行	95,000
日本政策金融公庫	29,100
東京東信用金庫	16,970
興産信用金庫	7,144

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年4月1日付で、連結子会社であったG-NEXT Company Limitedの全株式を譲渡いたしました。本株式譲渡に伴い、当社は第22期から単体決算となります。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 10,750,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,179,650株 |
| (3) 株主数 | 1,988名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
横治 祐介	1,484,600	35.5
野村證券株式会社	210,200	5.0
五味 大輔	160,000	3.8
株式会社SBI証券	154,478	3.7
三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合	153,850	3.7
DG LAB FUND II E.L.P CAYMAN	134,650	3.2
TETSUYA HAMANO	130,000	3.1
楽天証券株式会社	85,900	2.1
大河原 麗偉	76,600	1.8
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	40,600	1.0

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の社外取締役を除く取締役及び執行役員に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当期において、取締役4名及び執行役員1名に対し職務執行の対価として、8,000株交付しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	10個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 20,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 200円
新株予約権の行使期間	2020年7月12日～2028年6月18日
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回-1新株予約権
新株予約権の数	95個
保有人数 当社監査役	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 4,750株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2029年9月17日
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時ににおいて、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回-2新株予約権
新株予約権の数	685個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 34,250株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2021年12月18日～2029年12月17日
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回-3新株予約権
新株予約権の数	895個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社監査役	1名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 44,750株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2022年3月19日～2030年3月18日
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第5回新株予約権
新株予約権の数	604個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 30,200株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2022年7月16日～2030年7月15日
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	横 治 祐 介	
取 締 役	大河原 麗 偉	開発担当
取 締 役	三ヶ尻 秀 樹	管理担当
取 締 役	三 橋 健太郎	営業担当
取 締 役	渡 辺 尚 武	有限会社渡辺エステート取締役
取 締 役	阿 南 久	一般社団法人消費者市民社会をつくる会代表理事、公益財団法人横浜市消費者協会理事長、認定NPO法人消費者スマイル基金理事長、市民生活協同組合ならこぽん理事
常 勤 監 査 役	信 原 寛 子	
監 査 役	齊 藤 友 紀	株式会社スカイマティクス監査役、株式会社アーリーワークス監査役、法律事務所LAB-01代表
監 査 役	江 本 卓 也	江本公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役渡辺尚武、阿南久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役信原寛子、齊藤友紀、江本卓也は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役信原寛子と江本卓也は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役齊藤友紀は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	職 名
執行役員	村 田 実	新規事業室室長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂

行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主との価値共有を進めることを勘案した報酬体系を構築すべく、取締役会の決議によって、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、次のとおりです。

基本方針

- ・ 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をけん引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準に設定しております。
- ・ 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証しております。
- ・ 社外取締役の報酬は、中立的、客観的な視点から経営陣に助言、提言し、業務執行を監視、監督する役割を果たすという職務に鑑み、業績連動報酬は採用せず、基本報酬（金銭報酬）のみとします。
- ・ 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証します。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬については、月例の固定金銭報酬とし、取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績・貢献等を総合的に考慮して決定しております。また、非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社における各割り当て対象者の役位・貢献度等諸般の事項等を総合的に勘案のうえ、算出された株式を非金銭報酬等として毎年一定の時期に割り当てております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する基本報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式の支給割合は決定しておりませんが、概ね、基本報酬が8～9割程度となる見込みです。非金銭報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たさないと当社取締役会において判断した場合その他諸般の事情を考慮して、支給しないことがあります。

業績連動報酬等はありません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

また、2021年6月30日開催の第20期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入するため、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を上記の取締役の報酬限度額の範囲内で年額40百万円以内とし、当社が発行又は処分をする当社の普通株式の総数を年25,000株以内とすること、譲渡制限期間は取締役会で別途定めることとし、取締役が譲渡制限期間満了前に取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、譲渡制限付株式を無償取得すること、取締役が、譲渡制限期間中、継続して当該地位にあったことを条件として譲渡制限を全部解除すること、取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当該地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する株式数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整すること等につき決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役は除く。)の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役に支給する報酬額については、取締役会の決議に基づき、代表取締役である横

治祐介にその具体的内容の決定を委任しております。

代表取締役である横治祐介に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責等の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。また、委任した権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるように、取締役会で基本報酬の総額を決議し、上記委任を受けた代表取締役は、決議された総額の範囲内で、個人別報酬の内容を決定しなければならないこととしております。

なお、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬については、各取締役の付与数を取締役会で決定しております。

取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容が、各取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績・貢献等を考慮して決定されたことを確認したことから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	57 (4)	54 (4)	2 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10 (10)	10 (10)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	67 (14)	64 (14)	2 (-)	9 (5)

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職等に関する事項

- ・取締役 渡辺尚武氏は、(有)渡辺エステートの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 阿南久氏は、一般社団法人消費者市民社会をつくる会の代表理事、公益財団法人横浜市消費者協会の理事長、認定NPO法人消費者スマイル基金の理事長、及び市民生活協同組合ならコープ理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 齊藤友紀氏は、(株)スカイマティクスの監査役、(株)アーリーワークスの監査役及び法律事務所LAB-01の代表弁護士であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 江本卓也氏は、江本公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言内容
取締役 渡 辺 尚 武	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、お客様の声の分析や接点の強化などに関する深い知見や、企業経営者として培ってきた豊富な経験や専門的知見に基づき、独立した客観的視点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 阿 南 久	当事業年度に開催された取締役会16回中14回に出席し、消費者庁などの公的組織や複数の消費者関連団体のトップとして培ってきた消費者の目線・行動・対応・ルールなど消費者に関連する全般的な深い知見に基づき、独立した客観的視点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 信 原 寛 子	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務及び会計について必要な発言を適宜行っております。
監査役 齊 藤 友 紀	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の法務、コンプライアンス等について必要な発言を適宜行っております。
監査役 江 本 卓 也	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務及び会計について必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、東邦監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の他、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、その決議により会計監査人の解任及び不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり定めております。

<内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況>

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「リスク管理規程」を制定運用する。
- ② 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- ③ 「コンプライアンス規程」において、内部通報制度に関する規程を設け、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- ④ 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書その他の情報は、「文書管理規程」を制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につき「リスク管理規程」を制定・運用する。
- ② 各取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
- ③ 内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「職務権限規程」等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
- ② 各組織単位に取締役又は執行役員を置き、職務執行に関連する「職務権限規程」等規程を整備・運用する。

- ③ 「稟議規程」に基づき各階層の決裁者が業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
 - ④ 代表取締役、取締役、執行役員による取締役会を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (6) 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
 - ② 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- (7) 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (8) 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
 - ② 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
 - ③ 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - ④ 前3項の報告を行った者に対し、内部通報制度に関する規定に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
- ② 内部監査人、監査法人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- ② 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役へ報告する。
- ④ 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

(12) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営について管理部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。
- ② 管理部及び内部監査人が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。
- ③ 当社の取締役が子会社の取締役を兼務しており、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督又は監査を行う。
- ④ 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況並びにその他上記①から③において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査役会等に報告する。

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

当社グループでは、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、「反社会的勢力対策規程」において「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにする」旨を定めております。

また、当社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けた勉強会の開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。さらに、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万一に備えた体制整備に努めております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般の運用

内部統制システム全般の整備・運用状況について、管理部による日常的なモニタリングが行われています。

(2) 取締役の職務執行

取締役が法令、定款及び社内諸規程に則って行動するように努めております。独立役員として、取締役2名及び監査役3名を選任しており、また、経営会議をはじめとする重要な会議に監査役が出席することで、監督機能を強化しております。当事業年度に取締役会を計16回開催しており、取締役の職務遂行の適正性を確保しつつ効率性を高めるため、社外取締役及び社外監査役が常時出席いたしました。取締役及び執行役員は、職務分掌規程、職務権限基準表並びに稟議規程に基づき分担して職務を遂行しております。

(3) 内部監査の実施

当事業年度、内部監査担当者は内部監査計画に基づき、全ての事業部の業務監査を実施し、法令及び社内諸規程の遵守状況について代表取締役に報告いたしました。

(4) コンプライアンス体制の運用

コンプライアンスに抵触する事態の発生を防止するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、コンプライアンス規程を制定しており、規程内には社内通報制度の設置も定められております。社内通報制度を具体的に運用するために、内部通報制度のご案内を社内掲示板などで役職員に周知し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

(5) リスク管理体制の運用

リスク管理規程に基づき、業務遂行に係るリスクを把握・評価し、毎四半期に開催されるリスクマネジメント委員会にて検証を行っております。

(6) 監査役の職務執行

当事業年度に監査役会を計14回開催した他、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、会計監査人及び内部監査担当者との定期的な会合を実施することで、監査業務における連携強化を進めており、効率的かつ効果的なモニタリングと助言を通じて、当社のガバナンス強化を図っております。

連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	527,882	買掛金	30,018
売掛金及び契約資産	154,695	短期借入金	7,088
仕掛品	5,729	1年内返済予定の長期借入金	34,344
その他	70,320	未払金	24,433
流動資産合計	758,628	未払費用	36,016
【固定資産】		未払法人税等	75
【有形固定資産】		未払消費税等	2,293
建物附属設備	0	前受収益	20,975
工具、器具及び備品	1,033	その他	2,619
有形固定資産合計	1,033	流動負債合計	157,864
【無形固定資産】		【固定負債】	
ソフトウェア	21,332	長期借入金	206,446
ソフトウェア仮勘定	5,691	退職給付に係る負債	3,086
無形固定資産合計	27,023	固定負債合計	209,532
【投資その他の資産】		負債の部合計	367,397
投資有価証券	21,050	純資産の部	
その他	1,178	【株主資本】	
投資その他の資産合計	22,228	資本金	647,844
固定資産合計	50,285	資本剰余金	578,629
		利益剰余金	△786,139
		株主資本合計	440,334
		【その他の包括利益累計額】	
		為替換算調整勘定	983
		その他の包括利益累計額合計	983
		【非支配株主持分】	199
		純資産の部合計	441,517
資産の部合計	808,914	負債及び純資産合計	808,914

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		495,150
売上原価		303,035
売上総利益		192,115
販売費及び一般管理費		575,647
営業損失 (△)		△383,532
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	0	
助成金収入	3,168	
その他	216	3,393
営業外費用		
支払利息	2,405	
その他	6,016	8,422
経常損失 (△)		△388,561
特別損失		
投資有価証券評価損	14,024	14,024
税金等調整前当期純損失 (△)		△402,585
法人税、住民税及び事業税	1,024	
法人税等調整額	18,480	19,504
当期純損失 (△)		△422,090
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△345
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△421,744

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	594,167	524,952	△373,122	745,996
会計方針の変更による累積的影響額			8,726	8,726
会計方針の変更を反映した当期首残高	594,167	524,952	△364,395	754,723
当期変動額				
新株の発行	53,677	53,677		107,355
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△421,744	△421,744
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	53,677	53,677	△421,744	△314,389
当期末残高	647,844	578,629	△786,139	440,334

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	891	891	513	747,402
会計方針の変更による累積的影響額				8,726
会計方針の変更を反映した当期首残高	891	891	513	756,129
当期変動額				
新株の発行				107,355
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)				△421,744
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	91	91	△314	△222
当期変動額合計	91	91	△314	△314,612
当期末残高	983	983	199	441,517

計 算 書 類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	520,212	買掛金	30,718
売掛金及び契約資産	154,695	短期借入金	7,088
仕掛品	5,729	1年内返済予定の長期借入金	34,344
前払費用	21,989	未払金	23,746
未収入金	75	未払費用	30,329
未収法人税等	9,478	預り金	2,619
未収消費税等	37,639	前受収益	20,975
その他	5	流動負債合計	149,821
流動資産合計	749,824	【固定負債】	
【固定資産】		長期借入金	206,446
【有形固定資産】		退職給付引当金	3,086
建物附属設備	0	固定負債合計	209,532
工具、器具及び備品	989	負債の部合計	359,354
有形固定資産合計	989	純資産の部	
【無形固定資産】		【株主資本】	
ソフトウェア	21,332	資本金	647,844
ソフトウェア仮勘定	5,691	資本剰余金	
無形固定資産合計	27,023	資本準備金	577,844
【投資その他の資産】		資本剰余金合計	577,844
投資有価証券	21,050	利益剰余金	
出資金	40	その他利益剰余金	
長期前払費用	51	繰越利益剰余金	△784,977
差入保証金	1,086	その他利益剰余金合計	△784,977
投資その他の資産合計	22,228	利益剰余金合計	△784,977
固定資産合計	50,242	株主資本合計	440,711
		純資産の部合計	440,711
資産の部合計	800,066	負債及び純資産合計	800,066

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		493,542
売上原価		305,752
売上総利益		187,790
販売費及び一般管理費		570,747
営業損失 (△)		△382,957
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	0	
助成金収入	3,168	
その他	216	3,393
営業外費用		
支払利息	2,405	
その他	5,381	7,787
経常損失 (△)		△387,351
特別損失		
投資有価証券評価損	14,024	
関係会社株式評価損	2,300	16,324
税引前当期純損失 (△)		△403,676
法人税、住民税及び事業税	951	
法人税等調整額	18,480	19,431
当期純損失 (△)		△423,108

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	594,167	524,167	524,167	△370,596	△370,596	747,737	747,737
会計方針の変更による累積的影響額				8,726	8,726	8,726	8,726
会計方針の変更を反映した当期首残高	594,167	524,167	524,167	△361,869	△361,869	756,464	756,464
当期変動額							
新株の発行	53,677	53,677	53,677			107,355	107,355
当期純損失(△)				△423,108	△423,108	△423,108	△423,108
当期変動額合計	53,677	53,677	53,677	△423,108	△423,108	△315,752	△315,752
当期末残高	647,844	577,844	577,844	△784,977	△784,977	440,711	440,711

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社ジーネクスト
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 矢崎 英城
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木全 計介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジーネクストの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーネクスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社ジーネクスト
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 矢崎 英城
業務執行社員指定社員 公認会計士 木全 計介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーネクストの2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社ジーネクスト 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 信原 寛子 ㊟

監査役（社外監査役） 齊藤 友紀 ㊟

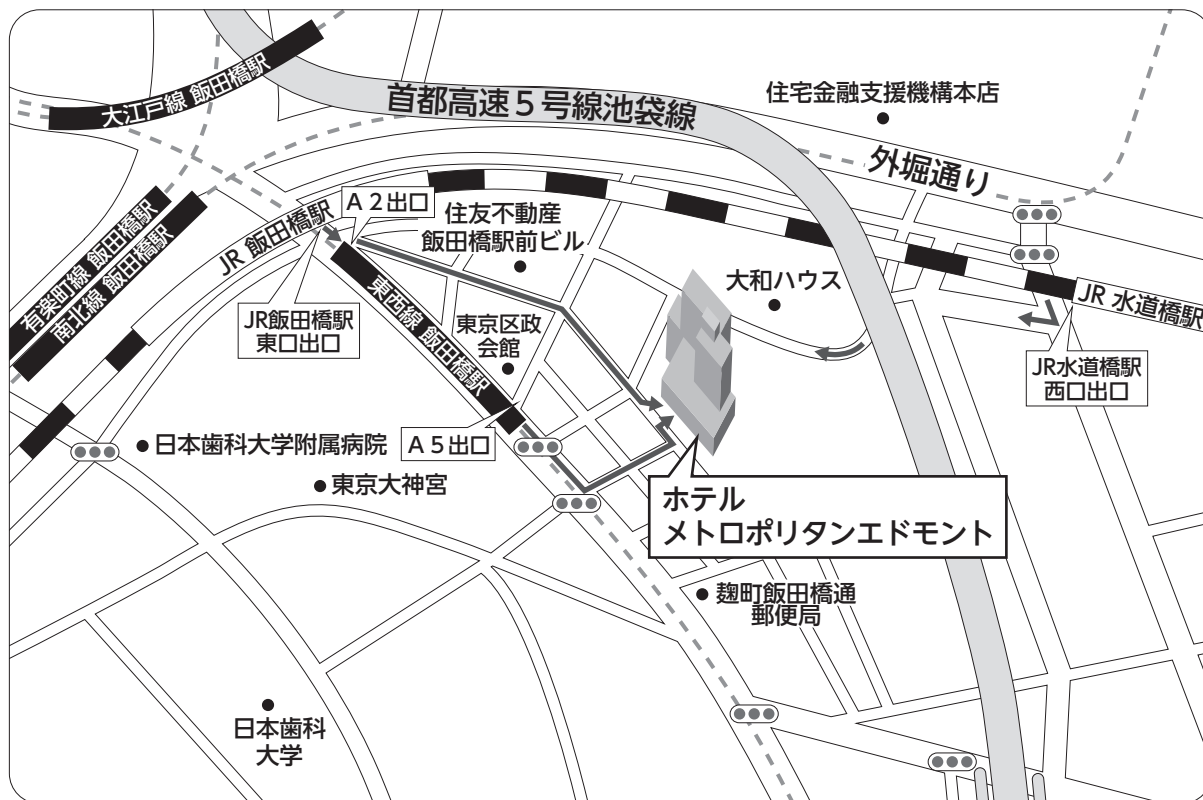
監査役（社外監査役） 江本 卓也 ㊟

第21回定時株主総会会場ご案内図

会 場 〒102-8130 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 本館1階「クリスタルホール」

電 話 03-3237-1111 (代表)

交 通 ・ JR飯田橋駅東口 / JR水道橋駅西口より徒歩約5分
・ 地下鉄東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩約2分



総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

VEGETABLE
OIL INK